

能代市の公共施設等における受動喫煙防止対策に関する指針

令和元年10月8日策定

1 目的

この指針は、健康増進法、秋田県受動喫煙防止条例及び能代市健康づくり推進条例に基づき、能代市の公共施設等における受動喫煙防止対策について定め、受動喫煙による健康被害を防止し、もって、市民等の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

(2) たばこ

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）。

(3) 公共施設

市が所有又は管理する公共施設（敷地を含む。）をいう。

(4) 施設の管理者

公共施設を所管する課等の長をいう。

3 基本指針

市の公共施設（指定管理者制度導入施設を含む。）は、受動喫煙による健康被害を防止するため、原則として敷地内禁煙とする。ただし、人の居住の用に供する場所を除くものとする。

また、施設の特性により、やむを得ず喫煙所の確保が必要であると認める場合は、屋外喫煙所を設けることができるものとする。なお、屋外喫煙所を設置する場合は、利用者が通常立ち入らない場所とし、施設の出入口から極力離すなど、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

4 受動喫煙防止対策の実施者等

受動喫煙防止対策の実施者は、各施設の管理者とする。

施設の管理者は、この指針に基づき必要な受動喫煙防止対策を講ずるとともに、利用者等に対して周知し、理解と協力を得るものとする。

5 実施時期等

(1) この指針は、令和2年4月1日から実施する。

(2) この指針は、施設条件や社会状況の変化などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

別紙

能代市の公共施設等における受動喫煙防止対策

主な対象施設		受動喫煙防止対策
総務部	本庁舎、消防関係施設	敷地内禁煙
企画部	地域センター、能代バスケミュージアム	敷地内禁煙
市民福祉部	保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブ、能代松原ホーム（居室を除く。）、診療所、保健センター、能代ふれあいプラザ、保坂福祉会館、老人憩いの家、デイサービスセンター、グループホーム、在宅障害者支援施設とらいあぐる	敷地内禁煙
	松籟荘※ ¹	敷地内禁煙 （屋外喫煙所設置）
環境産業部	一般廃棄物最終処分場、リサイクルセンター、斎場、墓地、能代工業団地交流会館、総合技能センター、技術開発センター、農業技術センター、木の学校、毘沙門憩いの森、旧料亭金勇	敷地内禁煙
都市整備部	市営住宅（居室を除く。）、公園・緑地、仁井田浄水場、能代終末処理場	敷地内禁煙
教育部	小・中学校、共同調理場、地域連携施設、旧小・中学校、公民館、文化会館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、図書館、子ども館、サン・ウッド能代、井坂記念館、二ツ井伝承ホール、農林漁家婦人活動促進施設、体育館、プール、テニスコート、球場、陸上競技場	敷地内禁煙
二ツ井地域局	二ツ井町庁舎、消防関係施設、子育て支援センター、放課後児童クラブ、子ども園、児童館、老人憩いの家、高齢者ふれあい交流施設、富根診療所、富根出張所、墓地、種梅ふるさとの家、ふたつ白神郷土の森、ブナの森ふれあい伝承館、市営住宅（居室を除く。）、公園・緑地、きみ恋カフェ	敷地内禁煙
	道の駅ふたつ※ ²	敷地内禁煙 （屋外喫煙所設置）
市施設以外	市主催等の会議、イベント（屋外を含む。）等の会場	受動喫煙が生じないよう配慮する

※¹「松籟荘」は、施設の管理運営上、受動喫煙防止対策を講じた屋外喫煙所を設置できるものとする。

※²「道の駅ふたつ」は、喫煙を含めた休憩所として利用されており、利用者の利便性に配慮し、受動喫煙防止対策を講じた屋外喫煙所を設置できるものとする。